

## I 分権型社会の実現

# 1 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省
-------	--------------

## 提案事項

地方分権改革は、補完性の原則に基づく事務・権限、財源の大胆な移譲により、内政に関する事務の大半を地方が担うことで、住民自治、団体自治双方の充実と国全体の行政システムの最適化を図る改革であり、自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策展開を可能とし、地域の活性化を図るためにも、国と地方が協力しながら、国の出先機関改革や義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、地方税財源の充実強化などの諸課題にスピード感を持って取り組む必要がある。

### (1) 国の出先機関改革

- ① 国の出先機関改革は、国と地方の役割分担を見直す地方分権改革の柱の一つであり、地方分権改革有識者会議や国と地方の協議の場等での議論を通じて地方の意見を十分反映しながら、直轄事業の在り方を含め、早期に具体策を示すこと。 **新規**
- ② その際には、地方が住民への説明責任を果たしつつ、責任を持って移譲を受けた事務・権限を円滑に執行できるよう、移譲に伴う財政措置の内容や人員移管の仕組みを明確にすること。 **新規**
- ③ 移譲対象とする事務・権限は、次の視点から、都道府県が広域自治体として担うべき機能等を踏まえて幅広に検討し、施策単位等で関連する事務・権限をパッケージ化して移譲すること。
  - ・ 住民の利便性向上や住民自治の拡充に資すること
  - ・ 都道府県の自主的かつ総合的な施策展開に資すること
  - ・ 国・地方を通じた、効果的・効率的な事務処理に資すること
- ④ 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所については、これまでの検討の経緯や「ハローワーク特区」等の成果を踏まえ、早期に事務・権限の移譲を実現すること。

### (2) 義務付け・枠付けの見直し

- ① 地方の自由度の拡大、国と地方を通じた行政コストの縮減、地域経済の再生・地域活性化などの観点から、地方分権改革推進委員会の勧告や地方からの提案を踏まえ、地方との協議のプロセスを組み込んだ上で、更なる見直しを進めること。
- ② 施設・公物設置管理に係る条例制定に関しては、原則として「従うべき基準」とされている条項を廃止し、「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定を基本とするよう、速やかに見直すこと。
- ③ 義務付け・枠付けを必要最小限とするため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」を法制化すること。

## (3) 基礎自治体への権限移譲

① 第30次地方制度調査会の答申や地方からの提案を踏まえ、基礎自治体の区分や実情も踏まえつつ、更なる推進を図ること。

② 権限の移譲が円滑に進むよう、移譲に伴い必要となる人件費や各種システムの改修経費などを含め、基礎自治体に対し確実な財政措置を講じること。

## (4) 国と地方の協議の場の実効ある運営

地方分権改革を推進し、我が国が直面している諸課題に適切に対処していくためには、国と地方が真に対等な立場で協議を重ねることが不可欠であり、社会保障・税一体改革の具体化や地方公務員給与の在り方、道州制の検討など、地方行財政に関する重要事項については、企画立案の段階から分科会をより積極的に活用し、国と地方の協議の場の実効性を確保すること。

(5) 道州制の検討 新規

① 道州制の導入は、国のかたちを変える大改革であるが、これまでの議論では、連邦国家を構成する単位としての州から、国の総合的な出先機関まで、様々な形態が想定されており、国民の関心や議論も十分ではない。まずは、道州制導入の目的や基本的な姿、メリット・デメリット等を積極的に情報発信し、国民的な議論の喚起に努めること。

② 道州制の検討に当たっては、分権型の統治機構の構築による国全体の行政システムの最適化を基本理念とし、国・道州・基礎自治体の役割分担や相互の関係、新たな税財政制度や財政調整の在り方等について、当事者である地方公共団体と十分協議し、制度設計に反映させること。

## (提案の理由)

## 現 状

- 政権交代に伴い、特定広域連合を受皿とした国の出先機関のブロック単位での移管は事実上白紙となつたが、今後の出先機関改革の具体策は、未だに明確となっていない。
- 義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲については、3次にわたる一括法により一定の進展が見られたが、更なる見直し・移譲の推進とともに、「従うべき基準」の廃止等を着実に進める必要がある。
- 国と地方の協議の場については、主に地方財政の分野において地方の意見が反映されるなど一定の成果を上げているが、地方行財政に関する重要事項について、企画立案段階から実質的な協議が行われているとは言い難い。
- 与党に道州制推進基本法案を提出する動きがあり、今後、道州制の導入に向けた議論が一気に加速することも想定される。

## 課 題

- 国の出先機関改革は、地方分権改革の主要課題の一つであり、その手法はどうあれ、停滞することがあってはならず、まずは、国において改革の具体策を早期に示すことが求められる。また、その際には、地方移管に伴う財政措置の内容等を明らかにする必要がある。

- 義務付け・枠付けの見直しでは、地方の自由度の拡大、行政コストの縮減、地域経済の再生などにつながる見直しが、基礎自治体への権限移譲では、第30次地方制度調査会の答申等を踏まえた更なる移譲の推進が求められる。また、基礎自治体に対し、権限の移譲に伴う確実な財政措置を講じる必要がある。
- 社会保障・税一体改革の具体化や地方公務員給与の在り方、道州制の検討など、地方行財政に関する課題が山積しており、国と地方の協議の場の実効ある運営が求められる。
- 道州制の導入は、国民のコンセンサス形成を前提とすべきであり、まずは、国民的な議論を喚起する取組が求められる。また、道州制の検討に当たっては、基本理念を明確にし、制度設計に地方公共団体の意見を反映させる必要がある。

## 2 地方税財源の充実強化

提案先省庁

内閣府、総務省、財務省

### 提案事項

#### (1) 地方交付税等の総額確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係経費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。
- ② 地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 平成25年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、0.4兆円減の17.1兆円、一般財源総額は0.1兆円増の59.8兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費を増額する一方で、投資的経費等が削減されたため減少した。
- 臨時財政対策債は依然として高い水準にあり、地方財政制度の構造的な問題は解決していない。

#### 課 題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、血の滲むような行革に取り組んできたにも関わらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

**提案事項****(2) 社会保障の安定財源確保**

① 社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含めた安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために重要な改革であり、県としても住民理解を促進するため、一層の取組を進める所存であるが、国においても着実に歳入・歳出両面からの改革を進めること。

なお、恒久的な社会保障財源として、消費税を引き上げる際には、経済状況や低所得者に配慮することに加え、国において徹底した行財政改革を実施すること。

② 地方消費税引上げに伴う增收に見合った地方一般財源総額の確保を図ること。

また、社会保障分野における国と地方の役割分担に応じて、地方と協議を十分に行いながら、社会保障制度の設計を行うこと。

**(提案の理由)****現状**

- 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において、社会保障分野における地方の役割に鑑み、一定の地方単独事業を含めた上で消費税増税分の税収配分（国3.46%：地方1.54%）が決定された。
- 社会保障と税の一体改革については、社会保障制度改革国民会議において平成25年8月までに結論を得ることとされ、現在審議が行われている。
- この改革は地方にとっても重要な改革であるため、県としても、その意義について住民理解が促進されるよう取り組んでいる。

**課題**

- 現行制度のままで推移した場合、社会保障関係経費（地方分）は、毎年度7千億円程度の自然増が見込まれており、地方だけの努力で財源を捻出し、制度を維持することは不可能である。

### 3 地方公務員給与の在り方

提案先省庁	内閣府、総務省、財務省
-------	-------------

#### 提 案 の 理 由

地方公務員の給与については、人事委員会勧告等に基づき地方が独自に決定するものであるが、厳しい財政状況の中で、地方はこれまで国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、既に国を上回る不断の行革を実施している。今後の公務員の総人件費や給与適正化の在り方については、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の視点から、国と地方の協議の場において十分な協議を行うこと。

なお、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に減額することで、国が地方公務員の給与削減を強制する今回のようない措置は、地方自治の根幹にも関わる問題であり、二度と行わないこと。新規

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 地方は早くから独自の給与カット（都道府県の平成11～24年度までの実績額：2兆円超、岡山県の同期間の実績額：740億円）に取り組み、都道府県の職員数も平成13～23年度までに国の6倍に当たる19%（岡山県では21%）を削減している。
- 給与関係経費について、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方との十分な協議を経ないまま、一方的に地方交付税が削減された。

##### 課 題

- 国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題であり、また、地方の固有財源である地方交付税の性格を否定するものであり、極めて遺憾である。